

村山市農業委員会総会会議録（第10回）

1. 日時 令和6年10月15日（火） 午前10時00分～

2. 会場 第1会議室（市役所2階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1） 農業委員の出席者名簿（16名）

1 番	石川 賢也	10 番	板垣 厚志
2 番	結城 正志	11 番	海老名正度
3 番	阿部 憲一	12 番	奥山 金弥
—	—	—	—
5 番	門脇 忠教	14 番	高橋 昭
6 番	下山 勝宏	15 番	齋藤 伊美子
7 番	川田 雅紀	16 番	石山 公己
8 番	原田 浩明	17 番	笹原 泉
9 番	太田 一男	18 番	青柳 篤

（2） 農業委員の欠席者名簿（2名）

4 番	佐藤 善洋	—	—
13 番	高谷 太	—	—

（3） 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第49号 村山市農用地利用集積計画について

5. 報 告

報第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第29号 非農地証明願について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之

局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午前 10 時 00 分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

本日もいい天気で、農作業もだいぶ進んできたようです。稲刈りもほとんど終わり、そばの刈り取りに移行しているようです。

また、衆院選の告示があり、いよいよ選挙が始まります。様々な面から注目されており、農家にとっても関心の高いものとなっています。色々考えて頂き投票をお願いしたいと思います。

米については、概算金が上がったおかげで水面下で業者もかなり動いており、米価がかなり上がっている状況。今後の情勢がどうなるか心配でもあります。まずは、今年は豊作で良かった。全国的には良、県内でも庄内は悪かったようですが、内陸は平年並みだったのではないかと。自民党総裁の石破さんも生産調整や直接保障などに言及しているようで、米に関しては敏感にならざるを得ない。政治に関しても今後、動向を見守っていきたいと思います。

それでは、第 10 回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

10 番 板垣 厚志 委員、14 番 高橋 昭 委員 を指名します。

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第 48 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 3 条の許可申請は 67 番から 70 番までの 4 件で、所有権の移転が 4 件となります。地目、面積は、すべて畑で合計 6,013 m²となります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第 3 条第 2 項の調査書に基づき、申請番号 67 番から 70 番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(10 月 4 日)を行った結

果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第48号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第49号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号355番から359号までの5件で、申請内容は所有権移転が2件、利用権設定の新規分が2件、再設定分が1件となります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、申請番号355番から359号までの案件について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 49 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、5 の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 28 号から報第 29 号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 28 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 29 号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 123 番から 126 番までの 4 件です。畑が 2,937 m²となります。解約理由は、貸人の都合によるもの 2 件、借り人の都合が 2 件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

非農地証明願については、28 番から 30 番までの 3 件で台帳地目で田 29 m²、畑 5,927 m²です。申請内容は、20 年以上前から有害鳥獣の被害や耕作不便などにより農地として利用されず農地性が失われたものです。10 月 4 日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

以上、報第 28 号から報第 29 号まで、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 48 号から第 49 号までの 2 件、報告の報第 28 号から第 29 号までの 2 件について、終了します。

終了 午前 10 時 40 分